

「二重債務問題への対応に関する基本合意」(概要)

平成23年8月

中小企業庁

1. 相談から具体的な支援までをワンストップで受けられる体制を構築

- ① 個人事業者、小規模企業を含め、農事組合法人、医療法人等幅広い事業者を対象とし、相談に広く対応。
- ② 中小企業再生支援協議会の体制を抜本拡充し「岩手県産業復興相談センター」を設立。国が人件費等を予算措置、人員の手当ては地域金融機関等が協力。
- ③ 「相談センター」で再生可能と判断される事業者に対し、相談受付から事業再生の開始までの間の利子負担を軽減するため、国の予算措置による補助制度を創設。

2. 債権買取等を行う新たな「機構」を設立し被災事業者の事業の再生を促進

- ① 「岩手県産業復興機構」を設立。
- ② 「機構」への出資総額は当面500億円程度を想定しつつ実際の所要額に応じ順次必要な出資を行う。中小企業基盤整備機構が8割、県内地域金融機関等が2割を出資。
- ③ 「機構」運営のため地域経済や産業の実情に通じた者を無限責任組合員(GP)として選定。GPの運営経費は、国が必要な支援を実施。
- ④ 支援対象は、メイン行等が新規融資で事業再生を支援し、「相談センター」で再生可能性があると判断された事業者。
- ⑤ 債権の買取価格は、金融機関が新規融資を行うにあたっての将来見通しや被災前の事業者の業績をもとに算定。
- ⑥ 「機構」は、事業者の既往債権を買い取り、元利返済を凍結。買取り後5年経過時点で凍結期間の終了の可否を関係者間で協議。凍結期間終了後、一部債権放棄、残債の売却を実施。「機構」の存続期間は最大15年程度。

3. 「準備委員会」において詳細を早急に検討

準備委員会は、県、県内金融機関、県信用保証協会、岩手県中小企業再生支援協議会、盛岡商工会議所、中小企業庁、東北経済産業局、東北財務局、東北農政局、中小企業基盤整備機構により構成。